

寮規定

第1章●名称・目的

- ① 本寮は高松高等予備校直営寮と称する。
- ② 本学生寮は、寮生の勉強と生活を円滑にすることによって、学力の向上を計り、さらに規律ある団体生活を通して人格の陶冶に努めることを目的とする。

第2章●入寮資格

- ① 寮生は高松高等予備校の学生で、入寮許可を得た者に限る。退学と同時に資格を失う。
- ② 寮生は団体生活に耐え得る心身共に健全な者で、喫煙、飲酒の習癖のない者・生死に関わる食物アレルギー（大豆・小麦粉）等の持病のない者・自虐行為のない者に限る。

第3章●寮生義務

- ① 寮生は寮則、別に定める寮生生活規則、遵守事項を守り、寮長・寮監及び各係員の指示に従わなければならない。
- ② 寮生は寮の共同生活に必要な行事には積極的に参加しなければならない。
- ③ 寮生においては夏期講習、冬期講習、国公立大直前二次対策は必修であるので、必ず参加しなければならない。又、寮生は、定められた必須自習に必ず参加しなければならない。

第4章●寮閉鎖期間

下記の日程で寮を閉鎖する。〈原則〉
1.春期／5月連休(約5日)
2.夏期／夏期講習終了後(約1週間)
3.冬期／年末、年始(約6日)※予定
◎別途越年合宿有り

第5章●退寮

退寮日は、部屋の中の荷物を全部出した日とする。何らかの理由で、荷物だけを置いておく場合は、部屋代金を請求する(3月末まで)。

- ① 退寮は原則として1月末日以後大学合格した時に限る。退寮日の4日前までに寮長及び担任の許可を得ること。ただし病気(医師の診断書を要す)等の事由により、退寮がやむを得ないと認めた時はこの限りでない。
- ② 退寮者の入寮費の払戻しは行わない。毎月の寮費についても月の途中退寮の返金はしない。
- ③ 寮費を2ヶ月以上滞納した場合は、退寮・退学とする。
- ④ 寮長は理事長とはかり下記の者の退寮を命ずることが出来る。
1.喫煙・飲酒の行為をした者
2.門限(17:00)後、寮長に報告なしで外出した者
3.寮規定、寮生生活規則に違反し、寮職員に従わない者
4.入寮手続の際、虚偽の申告をした者
5.喧騒その他著しく他の寮生の迷惑となる行為をした者
6.その他本学の寮生として適さないと認められる者
7.病気等の事由以外で許可なく自宅から通学した者
8.寮内の設備・物品等を傷つけたり、壊したりした者
9.SNS・アプリ等に個人を特定できるような誹謗中傷のコメントを載せた者及び寮生活において寮生として品位のない動画等を配信した者

第6章●補足

- ① 寮の施設及び備品を破損紛失した場合は理由の如何を問わず弁償しなければならない。
- ② 退寮時には、貸与品を返却の上、清掃を、元に復し、寮長の点検を受けた後引き渡すこと。

寮生生活規則

要旨

本規則は、学生寮寮則の趣旨に沿い、その実践運営に関する細則を定めたものであって、寮内の生活の秩序を保ち、一層意義あるものにするために、寮生は本規則を厳守しなければならない。

寮内の起居

1.起床、消灯

- ① 原則として7:00起床、23:30消灯。
- ② 健康維持のため規則正しい生活を送ること。

2.食事時間

- ① 朝食時間は7:00から7:30の間とし、夕食時間は17:00から18:00の間とする。
- ② 夕食が都合により遅れる者は必ず連絡すること。原則として18:00以降の食事は出来ないものとする。
- ③ 食事はすべてセルフサービスとし、必ず指定場所で食べること。
- ④ 模試で外出の時は、試験終了後すみやかに帰寮し、寮で食事をする(外食は認めない)。

3.入浴の心得

- ① 入浴時間は、[火～金]16:30～19:20、[日・月・土・祝]15:30～18:30とする。
- ② 浴槽に入る前に体をよく洗うこと。
- ③ 浴槽内で体を洗ったり、タオルをつけたりしないこと。
- ④ 放歌、喧騒、浴槽への飛込等他人に迷惑をかけないこと。
- ⑤ 湯水を大切に使うこと。
- ⑥ 後から入る人の気持ちになって浴槽、湯を汚さないこと。
- ⑦ 浴室・脱衣所で騒がないこと。

4.居室の整理整頓

- ① 衛生的、防火的見地から常に居室の整理整頓をし、清潔を専らとすること。
- ② ゴミ等は分別して所定の場所に捨てること。窓から物を投げ捨てることを厳禁とする。
- ③ 居室に備付の器具、設備等を無断で他に移動したり、壁や器具等に許可無く、釘等を打ちつけ、あるいは、損傷してはならない。

5.寮内の生活

- ① 各々がより良い環境を作るよう努力して、他の者の勉強の阻害をするような行為があってはならない。
- ② 他室への訪問は、禁止とする(他室訪問を受けた場合の紛失物は自己責任とする)。
- ③ オーディオ機器を使用する場合はイヤホンを使用し、騒音、放歌、楽器演奏等をして他人に迷惑をかけないようにすること。また、iPod等は校内に持って行かないこと。
- ④ 靴、外履きは、所定の下駄箱に入れ、寮内は必ず室内履きに履き替えること。

6.寮内の勉学

- ① 寮生の生活は、専心勉学することを本旨とし、病気等特別の理由以外は、絶対、遅刻・欠席をしてはならない。遅刻・欠席の場合は、予め寮長の許可を得ること。
- ② 寮での学習は必須学習と自主学習を併用し、必須学習は19:30から22:45までとし、必ず自習室で行わなければならない。自主学習は自習室あるいは自室で行い、この時間は十分に予習、復習をすること。
- ③ 特に弱い科目は添削指導を受け弱点を克服すること。

7.外出と外泊

- ① 外出の際は、外出簿に出席時間、帰寮時間、行き先、用件等を記入し、所在を明らかにすること。門限は、原則として17:00とする。しかし、特別の理由で門限までに帰寮できない場合は、寮長の許可を得なければならない。
- ② 外泊をする場合は、所定の用紙に該当事項を記入し、5日前までに寮長に提出し、許可を受けなければならない。帰省以外(友人宅)での外泊は認めない。閉寮期間外の外泊は、寮長の許可を必要とする。
- ③ 外出・外泊に限らず自室を出る場合は必ず部屋の鍵を閉め、金銭、その他貴重品の盗難に充分注意すること。
- ④ 休校日の外出は午前8:00以降とする(受験・模試等で8:00より前に外出の時は、寮職員の許可を必要とする)。必須自習がある日は、自習終了後からの外出とする。

8.外来者の取り扱い

- ① 外来者(寮生以外の予備校生を含む)は、寮生の部屋並びに、その他の部屋に出入りしてはならない。
- ② 親族以外の外来者の訪問を受けた寮生は、寮長または寮職員の許可を得て指示された場所で面会を行うこと。
- ③ 親族のみ寮生の自室に入ることができる(親族以外を許可なく寮内に入れた場合は、退寮とする)。

9.光熱・水道の節約

- ① 電灯は自室を出る時、トイレ、風呂場、食堂、廊下は使用後責任を持って消灯すること。ただし、非常出口及び階段の電灯は危険防止のため、点灯しておくこと。
- ② 水及び火気を使用中はその場を離れないようにし、使用後は必ず後始末をしておくこと。
- ③ 洗濯機の使用は23:20までとし、大切に扱うこと。使用後は常に後始末を充分に行うこと。なお、洗濯物は指定場所以外に干してはならない。

10.火災予防

- ① 寮職員、並びに寮生は常時防火管理にあらゆる注意を払い万が一にも火災など災害をおこしてはならない。
- ② 寮内外のいかなる場所といかなる場合においても喫煙は絶対に禁じ、入寮許可後と言えども喫煙の習癖のある者を発見した場合は退寮を命ずる。
- ③ 寮内に引火物質、その他爆発物等危険物は一切持ちこんではならない。
- ④ モバイルバッテリー(リチウムイオン電池等)による発火および火災は自己責任とし賠償責任を負うものとする。
- ⑤ 火災予防の為、自室において、オーディオ機器(イヤホン使用のこと)、電気スタンド、電気毛布、扇風機以外の電気製品は一切使用してはならない(同時使用禁止)。

11.寮内自習室の使用について

- ① 必須自習の時間割は次の通りとする。
必須自習 毎日 ①19:30～21:00 ②21:15～22:45
日曜日の午前の必須自習については、別途定める。
●祝日に関しては、更に
①8:30～10:00 ②10:15～11:45の時間も実施。
- ② やむを得ず必須自習を休む時は自習欠席届けを寮長に提出し、許可を受けなければならない。
- ③ 夜間の自習は、23:15までとする。
- ④ 自習室は、入退室厳禁、私語厳禁、遅刻厳禁、飲食厳禁、携帯電話・タブレット持ち込み厳禁とする。

12.通学

- ① 通学は、徒歩・自転車・バスとし、交通事故には充分注意をすること。
- ② 單車、及び自動車の使用は厳禁する。
- ③ 学校の始業時間に充分間に合うように8:20までに寮を出発し、絶対に遅刻してはならない。
- ④ 自転車は必ず自転車置場にきちんと整列しておくこと。
- ⑤ 自転車での通学は交通ルールを厳守すること。
- ⑥ 自転車保険加入の義務とヘルメット着用の努力義務を認識すること。

13.その他

- ① みだりに寮生の間で金銭の貸し借りをしてはならない。
- ② 寮内で文書やポスターの掲示、署名活動等はしてはならない。また、寮内でのあらゆる政治活動、その他団体行動は勉学の妨げになるので一切禁止する。
- ③ 寮内では、マージャン、パソコン、ゲーム機器等の遊びや、楽器演奏等の行為は厳禁する(持ち込みを禁止)。
- ④ 学習に関係のない物品(持ち込み禁止品及びマンガ、週刊誌等を含む遊び道具や楽器等)を自室、寮内で発見したときには、理由の如何を問わず直ちに没収する。
- ⑤ インフルエンザ・コロナ等の感染症にかかった場合は自宅療養とし、完治後に帰寮すること。